



名古屋経済大学
経済学部教授

田口 義明氏

オーブン カレッジ

近年、消費者トラブルが増加している。社会で話題になった事業への投資勧誘など、トラブルのタネは

消費者にとっての「裁判」と「裁判外」

尽きない。最近では「シエール革命」が注目を集めると、すかさずシエールガスなど新たなエネルギー資源の開発をつたて、消費者に実体不明の権利

たぐち よしあき 消費者政策・消費者法、東京大学法学部卒業。1951年生まれ。

たぐち よしあき 消費者政策・消費者法、東京大学法学部卒業。1951年生まれ。

を売りつける詐欺的商法も現れている。

近年、消費者トラブルが増加している。社会で話題になった事業への投資勧誘など、トラブルのタネは

制度間で競争が進む

そこで、消費者にとってより低いハードルでトラブルを解決するために、第三者が関与しつつ、非公開の手続きで迅速・柔軟な解決を図る「裁判外紛争解決（ADR）」の仕組みが整備されてきた。

そこで、裁判の分野でも新たな制度整備が進んでいる。個々の消費者が自ら訴えて被害回復を図るアプローチは、なく、一定の要件を満たす「適格消費者団体」が消費者

「適格消費者団体」が消費者全体のために事業者の不当行為の差止めを求める、いわゆる「消費者団体訴訟制度」が2006年に導入された。さらに、差止請求にとどまらず、多数消費者の被害を一括して回復するための新たな訴訟制度を導入する法案が先

